

国立大学法人東京外国語大学教育 情報化支援センター規程

〔平成 25 年 5 月 14 日〕
規 則 第 32 号

改正 平成 31 年 3 月 19 日規則第 44 号

令和 4 年 3 月 22 日規則第 19 号

令和 5 年 4 月 25 日規則第 76 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学組織規則第 26 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、東京外国語大学教育情報化支援センター（以下「センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 センターは、東京外国語大学（以下「本学」という。）の学部教育及び大学院教育における、自学自習教材の作成や遠隔講義の実施並びに情報・視聴覚教育機器の使用等を支援することを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、本学及び他大学等との連携に係る教育を支援するために、次に掲げる業務を行う。

- (1) e-learning システムの運用に関すること。
- (2) 自学自習教材の作成の支援に関すること。
- (3) 遠隔講義の実施の支援に関すること。
- (4) 他大学等とのオンラインによる共同授業の実施の支援に関すること
- (5) 授業における情報・視聴覚教育機器及び教材活用の支援に関すること。
- (6) その他教育情報化の支援に関すること。

(組織)

第 4 条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター員
- (4) その他必要な職員

(センター長)

第 5 条 センター長は、学長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

2 センター長は、センターの管理運営に関する業務を掌理する。

(副センター長)

第 6 条 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときはその職務を代行する。

2 副センター長は、本学専任教職員のうちからセンター長が任命する。

3 副センター長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、センター長の任期を超

えることはできない。

4 副センター長に欠員を生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター員)

第7条 センター員は、本学教職員のうちからセンター長が指名する。

2 センター員は、センター長の指示の下、センターの管理運営に関する業務を遂行する。

3 センター員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、指名したセンター長の任期を超えることができない。

(室)

第8条 センターに、第3条に掲げる業務を遂行するために、次の室を置く。

(1) 教育情報化支援室

(2) オンライン教育支援室

2 前項に掲げる室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 室長

(2) 室員

3 第1項第1号の室長は、第5条に掲げるセンター長が兼ねるものとし、第1項第2号の室長は、第6条に掲げる副センター長が兼ねるものとする。

4 第1項各号に掲げる室の室員は、本学教職員のうちから各室長が指名する。

(センター会議)

第9条 第3条に掲げる業務の円滑な遂行を図るため、センターにセンター会議を置く。

2 センター会議は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) センター員

(4) その他センター長が必要と認める者

3 センター長は、センター会議を召集し、その議長となる。

4 センター会議は、必要に応じ構成員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

5 センター会議の重要な審議内容は、教育アドミニストレーション・オフィス長が総合戦略会議に報告するものとする。

(利用)

第10条 センターの利用について必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第11条 センターに関する庶務は、学務部教務課において処理する。

(細目)

第12条 この規程に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、センター会議が定める。

附 則

1 この規程は、平成25年5月14日から施行し、平成25年4月1日から適用する

2 国立大学法人東京外国語大学大学院総合国際学研究院教育情報化支援室規程（平成

16年規則第13号）及び国立大学法人東京外国語大学大学院総合国際学研究院教育情

報化支援室利用規程（平成16年規則第14号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。